

総務省公害等調整委員会

# ちやうせい

平成 29 年 2 月 第 8 8 号



## フォトコーナー



▲寝屋のまちなみ (写真提供：大阪府寝屋川市)



▲太泰高塚古墳(写真提供：大阪府寝屋川市)



▲手賀沼エコマラソン (写真提供：千葉県柏市)



▲絶滅危惧種で国の天然記念物「ネコギギ」  
(写真提供：三重県亀山市)

目 次

フォトコーナー	
年頭の挨拶 .....	1
	公害等調整委員会委員長 富越 和厚 ※
平成 27 年度公害苦情調査結果報告 .....	3
	公害等調整委員会事務局 ※
公害等調整委員会の動き .....	11
1 審問期日の開催状況（平成 28 年 10 月～12 月）	
2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要（平成 28 年 10 月～12 月）	
3 土地利用調整に関する受付・終結事件の概要（平成 28 年 10 月～12 月）	
	公害等調整委員会事務局 ※
都道府県公害審査会の動き .....	14
受付・終結事件の概要（平成 28 年 10 月～12 月）	
	公害等調整委員会事務局 ※
シリーズ「低周波音に関わる苦情への対応」 .....	23
－第 2 回 低周波音苦情対応の進め方－	
	一般財団法人小林理学研究所 工学博士 落合 博明
ネットワーク	
最前線紹介 警察官 O B との公害パトロールで紛争の早期解決を目指す .....	33
	大阪府寝屋川市環境部環境推進課
がんばってまーす 対話の重要性 .....	35
	千葉県柏市環境部環境政策課主事 根本 創紀
苦情対応から学ぶ市民対応 .....	37
	三重県亀山市環境産業部環境保全室主事 大萱 宗一郎
公害紛争処理関係及び公害苦情相談員等ブロック会議の開催 .....	39
	公害等調整委員会事務局 ※
	滋賀県大津市環境部環境政策課主幹 小椋 容子
	沖縄県那覇市環境部環境保全課主任主事 名嘉山 良典
公害等調整委員会の国際交流について .....	43
	公害等調整委員会事務局 ※
	公害紛争処理制度に関する相談窓口 ※

※印の記事は転載自由です。

表紙の写真

東海道関宿のまちなみ（写真提供：亀山市）

関宿は、東海道五十三次の 47 番目の宿場町として栄えました。

関宿は、西の追分で鈴鹿峠越えの東海道と加太越えの大和・伊賀街道が、東の追分で東海道と伊勢別街道が、それぞれ分岐していたため、参勤交代や伊勢参りなどで多くの人やものが行き交いました。

## 年頭の挨拶

### 公害等調整委員会委員長 富越 和厚

- 1 皆様、明けましておめでとうございます。本年も皆様にとって良い1年となりますようお祈り申し上げます。昨年は、4月に熊本での大規模な地震、8月に北海道・東北地方を襲った台風10号など多くの自然災害が発生した年でした。今年は平穏に過ごせることを願うばかりです。
- 2 昨年、公害等調整委員会には、公害紛争事件の申請が14件（一昨年17件）あり、係属事件は53件（一昨年66件）、終結事件は34件（一昨年27件）にのびりました。

係属事件をみますと、ヒートポンプ給湯機による比較的小規模な騒音事件も多くなってきておりますが、航空機騒音を巡る事件など比較的規模の大きい事件もまいりました。

一方、都道府県公害審査会等においては、平成27年度には87件が係属し、43件が終結いたしました。また、同年度に地方公共団体の窓口寄せられた公害苦情件数は約7.2万件で、前年度に比べ減少してはいますが、なお多くの公害苦情が寄せられている状況です。各地方公共団体の皆様には、日々、公害紛争処理及び公害苦情処理の対応に御尽力いただき、改めて感謝申し上げます。
- 3 事件処理に当たっては、当委員会が行う業務が国民の権利関係等に係る紛争の一つの救済制度であるということを改めて心に留め、適正な事件処理を念頭に、本年も業務を行ってまいります。
- 4 さて、当委員会では、近年、公害紛争処理制度の活用促進のための広報に力を入れており、法曹関係者に向けた広報の取組の一環として、昨年9月には、福岡高等裁判所において講演する機会をいただき、「原因裁定の嘱託制度」の広報を行いました。なお、平成23年度から平成27年度までは毎年原因裁定嘱託事件の受付がありましたが、平成28年度は12月までに新規の受付がありませんでした。今後更に広報に取り組み、制度の一層の周知に努めてまいります。
- 5 また、昨年3月及び11月には韓国中央環境紛争委員会と、12月には台湾司法院との交流を行いました。その際、公害紛争処理制度について極めて新鮮な

視点からの質問をいただき、同じアジアに属する国や地域との対比の中で、自国の制度を改めて考える大変良い機会となりました。今後も情報交換を行ったり、互いの良い部分を参考にしたりするなどし、公害紛争処理制度をより良く運用していけるよう、引き続き、諸外国との交流を大切にしていきたいと思います。

6 以上のように、昨年は内外ともに様々な取組を行うことができました。今年も、引き続き、公害紛争処理制度のより一層の活用を目指し、鋭意、活動を行ってまいりたいと考えております。

最後に、本年が皆様にとって素晴らしい年となりますよう祈念いたしまして、私からの年頭の御挨拶とさせていただきます。

以上

# 平成 27 年度公害苦情調査結果報告

## 公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口寄せられた公害苦情の受付状況や処理状況の実態を明らかにし、公害対策等の基礎資料を提供するとともに、公害苦情処理事務の円滑な運営に資するため、公害紛争処理法第 49 条の 2<sup>\*</sup>に基づき、地方公共団体の協力を得て、毎年、「公害苦情調査」を実施しています。

〔<sup>\*</sup>公害紛争処理法第 49 条の 2

中央委員会は地方公共団体の長に対し、都道府県知事は市町村長（特別区の区長を含む。）に対し、公害に関する苦情の処理状況について報告を求めることができる。〕

平成 27 年度の調査結果については、平成 28 年 11 月 30 日に公表し、調査結果の要旨を本誌に掲載いたしました。

詳しくは公害等調整委員会のホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。

●公害等調整委員会ホームページ 広報・報告・統計 | 公害苦情調査結果

[http://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/kuijyou-27\\_index.html](http://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/kuijyou-27_index.html)

なお、上記のページのうち「11. 統計表一覧（政府統計の総合窓口）」は、「e-Stat（政府統計の総合窓口）」にリンクしており、こちらに各項目の詳細データが excel 表にて掲載されておりますので、併せてご活用ください。

[https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?\\_toGL08020103\\_&tclassID=000001079139&cycleCode=0&requestSender=search](https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000001079139&cycleCode=0&requestSender=search)

公害等調整委員会のホームページでは、過去の調査結果をバックナンバーとして掲載しておりますので、今後の公害に関する苦情の適切な処理や運営にご活用いただければ幸いです。

なお、地方公共団体の皆様には本調査の実施にあたり、ご協力いただきましたことをこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。引き続き、本調査へのご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

本調査のお問い合わせ先は次のとおりです。

公害等調整委員会事務局総務課調査研究係 TEL : 03-3581-9956

## 1 全国の公害苦情受付件数

平成 27 年度の全国の公害苦情受付件数は 72,461 件

前年度に比べ 2,324 件 (3.1%) の減少

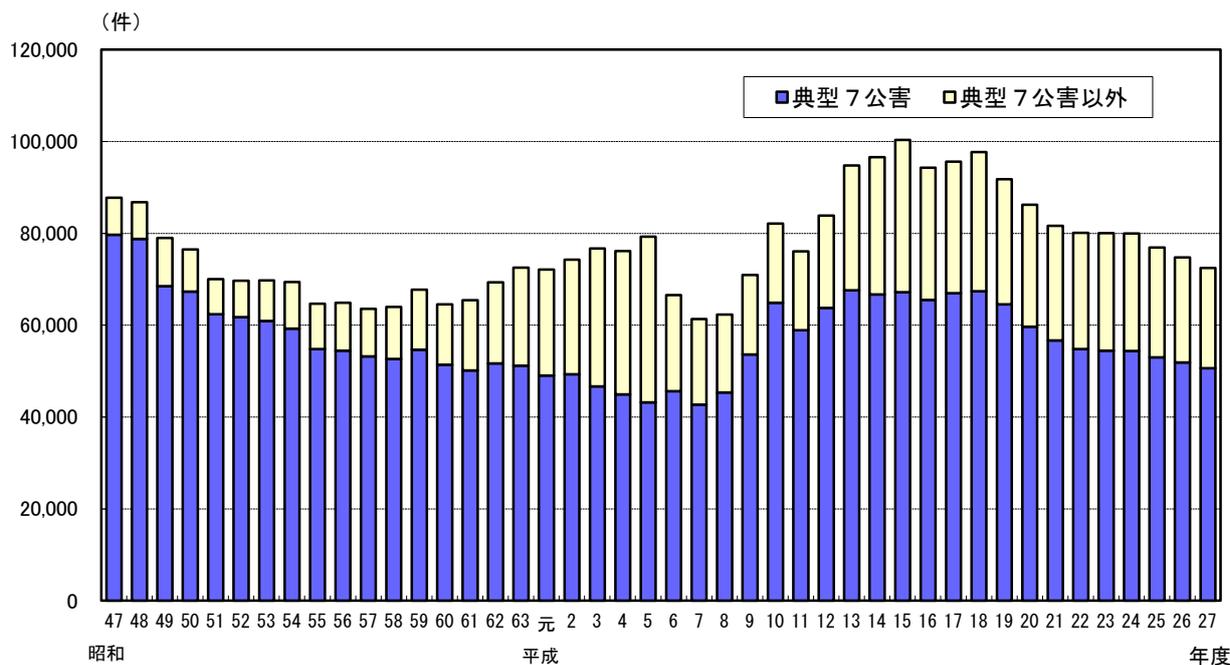
平成 19 年度以降 9 年連続で減少

平成 27 年度に新規に受け付けた公害苦情件数は 72,461 件で、前年度 (平成 26 年度) に比べ 2,324 件 (対前年度比 3.1%) 減少している。

最近の推移をみると、平成 15 年度には調査開始 (昭和 41 年度) 以来初めて 10 万件を上回った後、16 年度は一旦減少し、17 年度、18 年度と続けて増加したが、19 年度以降は 9 年続けて減少している。

なお、平成 27 年度の典型 7 公害の公害苦情受付件数は 50,677 件で、前年度に比べ 1,235 件 (2.4%) 減少、典型 7 公害以外の公害苦情受付件数は 21,784 件で、前年度に比べ 1,089 件 (4.8%) 減少している。

図 1 全国の公害苦情受付件数の推移



注 1) 平成 6 年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。

注 2) 平成 22 年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域 (青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村) の苦情件数が含まれていない。

## 2 典型7公害の種類別公害苦情受付件数

典型7公害の公害苦情受付件数は全種類で減少

最も多い「騒音」は近年増加傾向にあったが平成27年度は減少

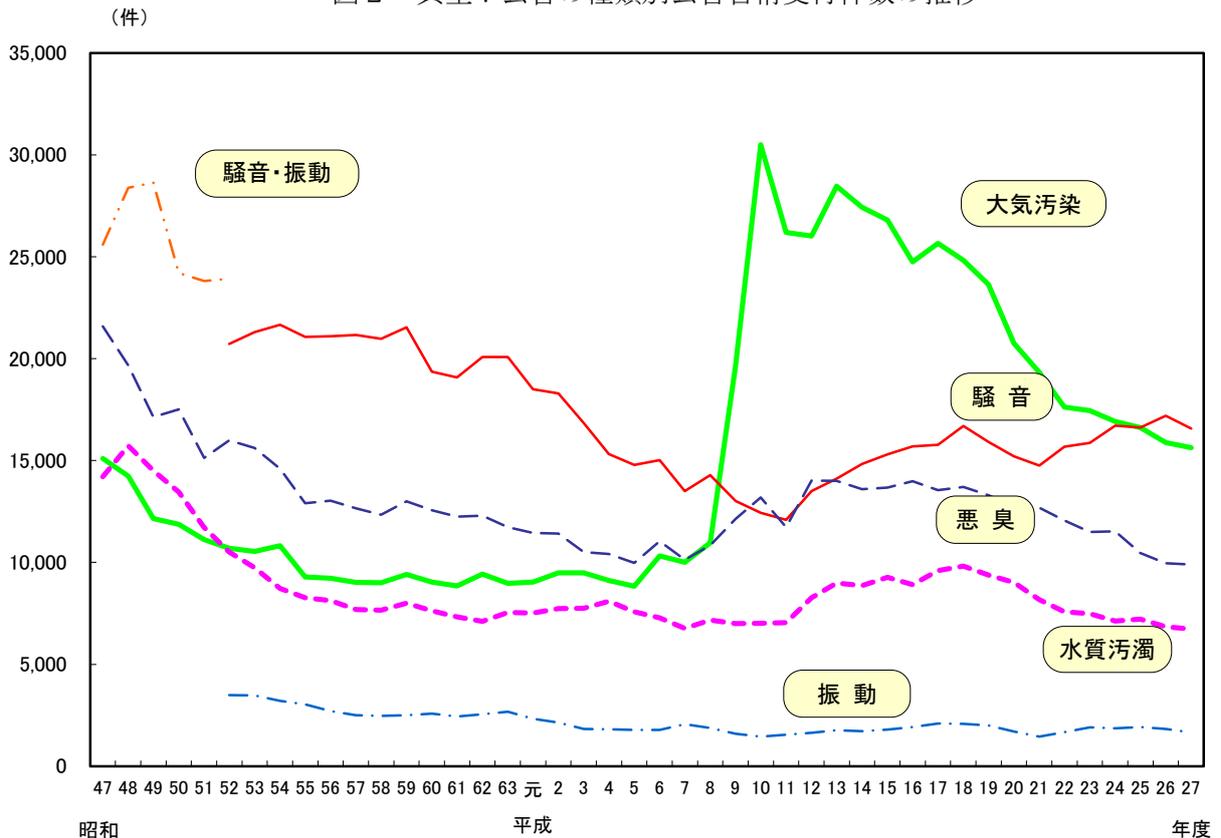
「騒音」のうち「低周波」は増加

〔 典型7公害とは、環境基本法に定める「大気汚染」「水質汚濁」「土壌汚染」「騒音」「振動」「地盤沈下」及び「悪臭」をいう。 〕

平成27年度の典型7公害の公害苦情受付件数(50,677件)を種類別にみると、「騒音」が16,574件(典型7公害苦情受付件数の32.7%)と最も多く、次いで、「大気汚染」が15,625件(同30.8%)、「悪臭」が9,897件(同19.5%)、「水質汚濁」が6,729件(同13.3%)、「振動」が1,663件(同3.3%)、「土壌汚染」が167件(同0.3%)、「地盤沈下」が22件(同0.0%)となっており、平成27年度は全種類で減少した。

過去5年間の動きをみると、増加傾向にあった「騒音」も平成27年度は減少したが、「騒音」のうち「低周波」は227件となり、前年度に比べ45件の増加となっている。

図2 典型7公害の種類別公害苦情受付件数の推移



注1) 「土壌汚染」及び「地盤沈下」は苦情件数が少ないため、表示していない。

注2) 「騒音」と「振動」は、昭和51年度以前の調査においては、「騒音・振動」として捉えていた。

注3) 平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。

注4) 平成22年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域(青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村)の苦情件数が含まれていない。

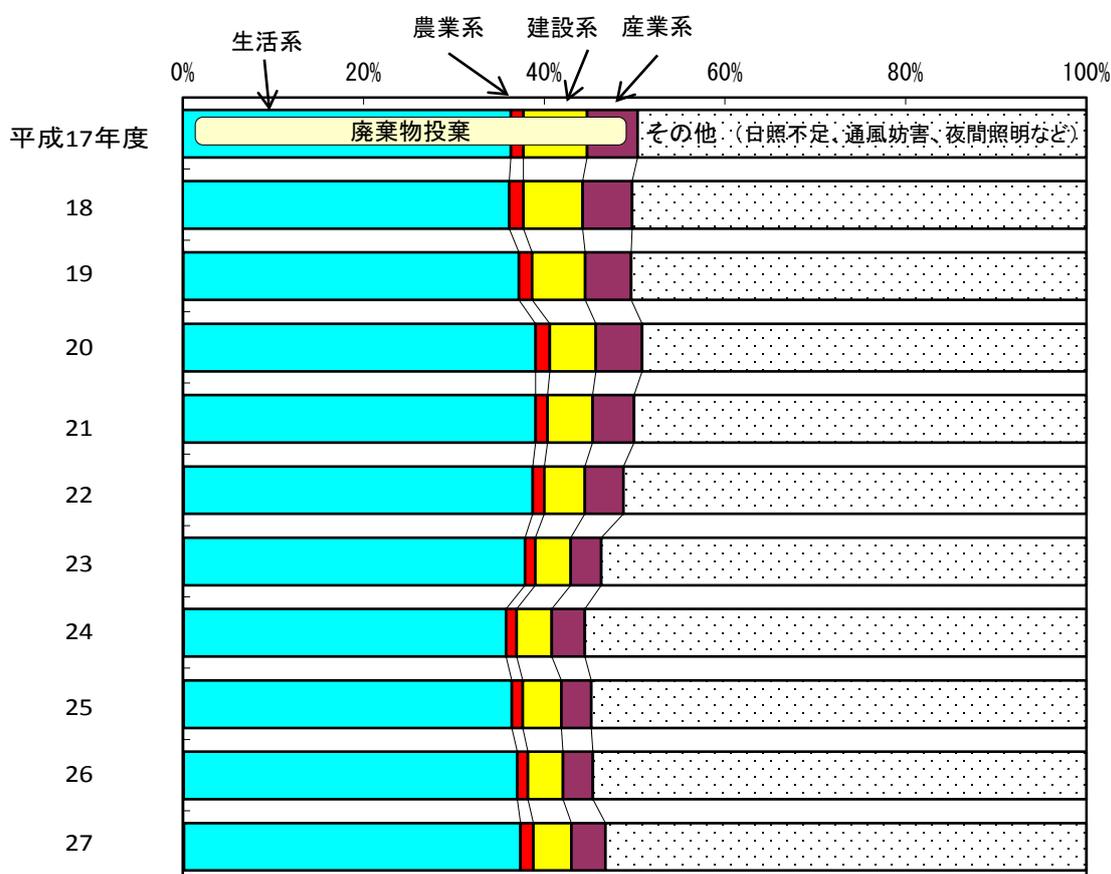
### 3 典型7公害以外の種類別公害苦情受付件数

#### 典型7公害以外の公害苦情受付件数の4割超は「廃棄物投棄」

平成27年度の典型7公害以外の公害苦情受付件数(21,784件)のうち、「廃棄物投棄」は10,173件(典型7公害以外の公害苦情受付件数の46.7%)で、前年度に比べ194件(対前年度比1.9%)減少している。

廃棄物投棄の内訳をみると、「生活系」の投棄が8,128件(廃棄物投棄の79.9%)と最も多く、次いで、「建設系」の投棄が918件(同9.0%)、「産業系」の投棄が818件(同8.0%)、「農業系」の投棄が309件(同3.0%)となっている。

図3 典型7公害以外の種類別公害苦情受付件数の割合の推移



〈参考〉 典型7公害以外の種類

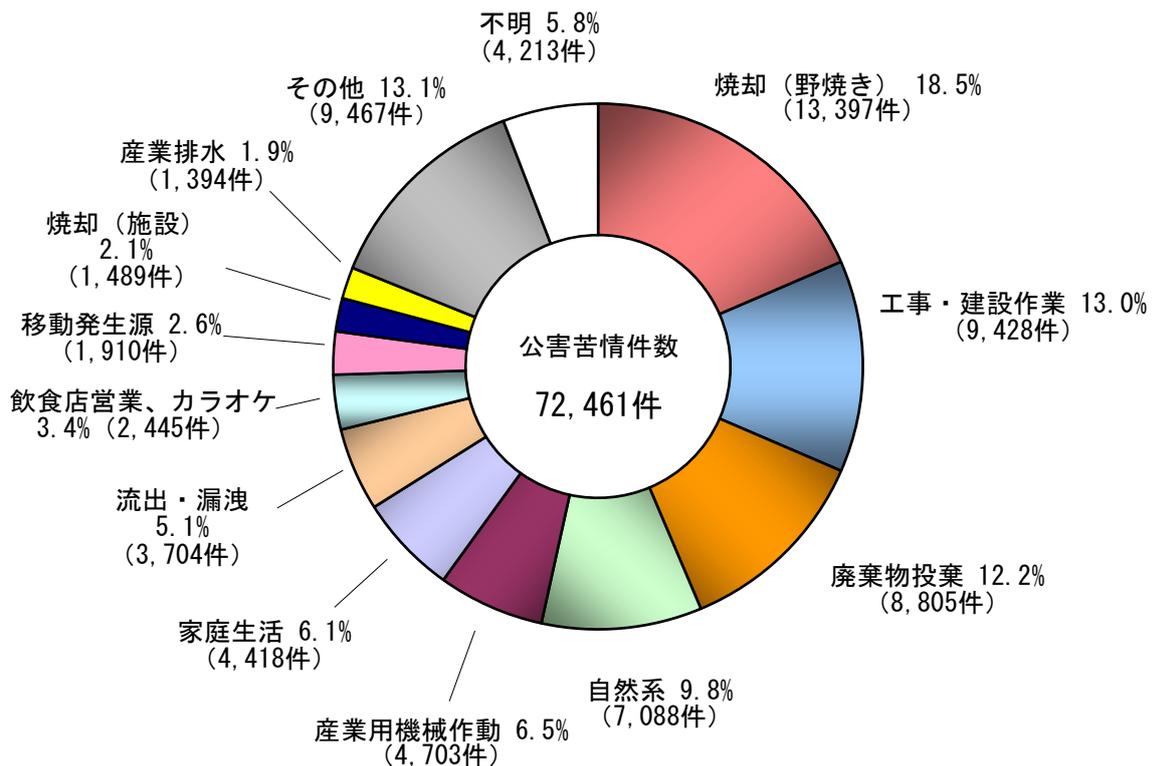
廃棄物投棄	生活系	主に家庭生活から発生した生ごみ・紙くず・新聞紙等の燃焼物、空き缶・空きびん・乾電池等の燃焼不適物、家具・電気製品・ピアノ等の粗大ごみ等による「一般廃棄物」の投棄
	農業系	主に農林漁業から発生する畜産関係の動物の死骸及びふん尿等による「産業廃棄物」の投棄
	建設系	主に建設業から発生する建築廃材等による「産業廃棄物」の投棄
	産業系	主に産業の「卸売・小売業」、「飲食店、宿泊業」等の業務から排出されたごみ、製造及び処理工程で発生した紙等のくず、金属くず、ガラス、燃え殻、ばいじん、汚泥、廃油・廃酸・廃プラスチック類等による「産業廃棄物」の投棄
その他	高層建築物などによる日照不足・通風妨害、深夜の照明や光などに対する苦情、テレビ・ラジオなどの受信妨害や違法電波などに対する苦情など	

#### 4 主な発生原因別公害苦情受付件数

主な発生原因のうち最も多いのは「焼却（野焼き）」で、全体の約2割

平成27年度の公害苦情受付件数（72,461件）を主な発生原因別にみると、「焼却（野焼き）」が13,397件（公害苦情受付件数の18.5%）と最も多く、次いで、「工事・建設作業」が9,428件（同13.0%）、「廃棄物投棄」が8,805件（同12.2%）、「自然系」が7,088件（同9.8%）、「産業用機械作動」が4,703件（同6.5%）、「家庭生活」が4,418件（同6.1%）、などの順となっている。

図4 主な発生原因別公害苦情受付件数の割合



注1)「自然系」とは、自然に存在する動植物又は自然現象による原因であることが判明している公害をいう。

注2)「家庭生活」は、「家庭生活（機器）」「家庭生活（ペット）」「家庭生活（その他）」の合計である。

注3)「移動発生源」は、「移動発生源（自動車運行）」「移動発生源（鉄道運行）」「移動発生源（航空機運航）」の合計である。

## 5 主な発生源別公害苦情受付件数

主な発生源は、「会社・事業所」が全体の約4割、うち一番多いのが「建設業」  
「個人」は全体の約3割

平成27年度の公害苦情受付件数（72,461件）を主な発生源別にみると、「会社・事業所」が30,522件（公害苦情受付件数の42.1%）、「個人」が22,351件（同30.8%）となっている。

会社・事業所の中では、「建設業」が10,364件（公害苦情受付件数の14.3%）と最も多く、次いで、「製造業」が6,021件（同8.3%）となっている。

表1 主な発生源別公害苦情受付件数

(単位：件)

公害の主な発生源	平成26年度	平成27年度		対前年度 増減数	対前年度 増減率 (%)
			構成比(%)		
合計	74,785	72,461	100.0	-2,324	-3.1
会社・事業所	31,415	30,522	42.1	-893	-2.8
農業	1,477	1,485	2.0	8	0.5
林業	118	114	0.2	-4	-3.4
漁業	103	102	0.1	-1	-1.0
鉱業	231	245	0.3	14	6.1
建設業	10,475	10,364	14.3	-111	-1.1
製造業	6,237	6,021	8.3	-216	-3.5
電気・ガス・熱供給・水道業	282	262	0.4	-20	-7.1
情報通信業	43	42	0.1	-1	-2.3
運輸業	1,569	1,339	1.8	-230	-14.7
卸売・小売業	1,380	1,451	2.0	71	5.1
金融・保険業	25	17	0.0	-8	-32.0
不動産業	493	404	0.6	-89	-18.1
飲食店、宿泊業	2,599	2,523	3.5	-76	-2.9
医療、福祉	401	396	0.5	-5	-1.2
教育、学習支援業	279	320	0.4	41	14.7
複合サービス事業	398	386	0.5	-12	-3.0
サービス業（他に分類されないもの）	3,253	3,215	4.4	-38	-1.2
公務（他に分類されないもの）	485	433	0.6	-52	-10.7
分類不能の産業	1,567	1,403	1.9	-164	-10.5
個人	23,151	22,351	30.8	-800	-3.5
その他	6,429	6,586	9.1	157	2.4
不明	13,790	13,002	17.9	-788	-5.7

注1) 「会社・事業所」には、個人経営の会社や商店を含む。

注2) 「その他」とは、発生源が自然である場合など。

注3) 「不明」とは、発生源が全く分からない場合など。

## 6 受付機関及び公害の種類別公害苦情受付件数

都道府県窓口の公害苦情受付件数で最も多いのは「水質汚濁」  
一方、市区町村窓口の公害苦情受付件数は、市部では「騒音」、町村では「大気汚染」が最も多い

平成 27 年度の典型 7 公害の苦情受付件数 (50,677 件) を受付機関別及び公害の種類別にみると、「都道府県」では「水質汚濁」が 1,097 件 (都道府県の公害苦情受付件数の 29.5%) と最も多い。

「市部」では「騒音」が 15,900 件 (市部の公害苦情受付件数の 25.2%) と最も多く、次いで、「大気汚染」が 14,109 件 (同 22.4%) となっている。

「町村」では「大気汚染」が 893 件 (町村の公害苦情受付件数の 15.5%) と最も多い。

また、「市部」のうち、「政令指定都市 (特別区を含む)」では「騒音」が 6,679 件 (政令指定都市 (特別区を含む) の公害苦情受付件数の 47.1%) と最も多い。

なお、平成 27 年度の公害苦情受付件数 (72,461 件) に対し、典型 7 公害以外の公害苦情受付件数 (21,784 件) が占める割合を受付機関別にみると、「町村」が 3,171 件 (町村の公害苦情受付件数の 55.0%) と 5 割を占めているのに対し、「政令指定都市 (特別区を含む)」では 1,074 件 (政令指定都市 (特別区を含む) の公害苦情受付件数の 7.6%) と 1 割に満たない。

表 2 受付機関及び公害の種類別公害苦情受付件数

(単位：件)

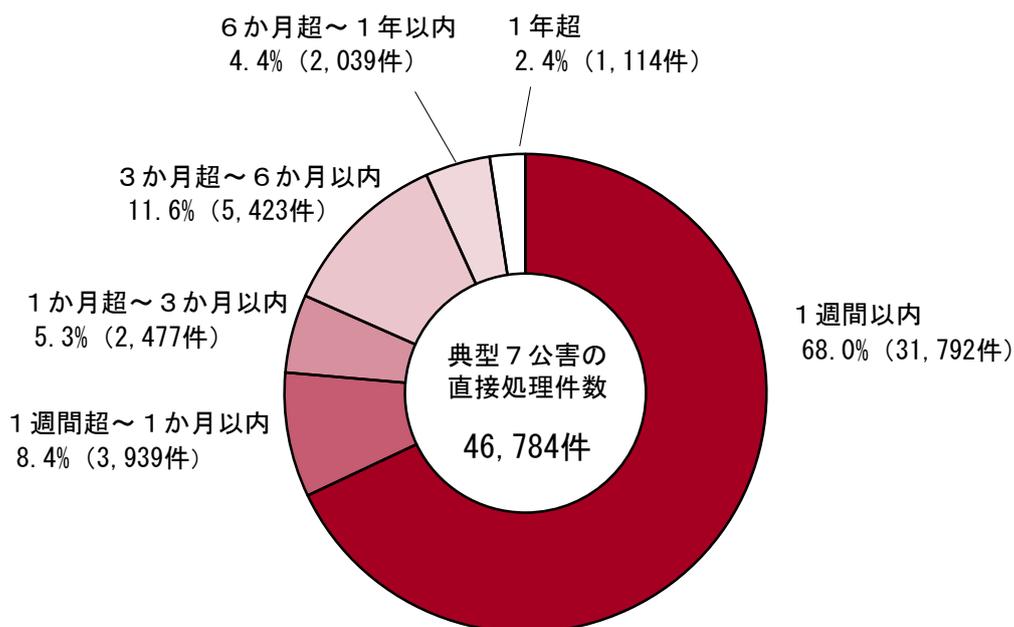
		合計	典型 7 公害							典型 7 公害 以外	
			計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下		悪臭
公害 苦情 受付 件数	合計	72,461	50,677	15,625	6,729	167	16,574	1,663	22	9,897	21,784
	都道府県	3,722	2,402	623	1,097	14	141	2	1	524	1,320
	市部	62,971	45,678	14,109	5,233	144	15,900	1,626	20	8,646	17,293
	政令指定都市 (特別区を含む)	14,180	13,106	2,694	777	16	6,679	813	6	2,121	1,074
	その他の市	48,791	32,572	11,415	4,456	128	9,221	813	14	6,525	16,219
	町村	5,768	2,597	893	399	9	533	35	1	727	3,171
構成 比 (%)	合計	100.0	69.9	21.6	9.3	0.2	22.9	2.3	0.0	13.7	30.1
	都道府県	100.0	64.5	16.7	29.5	0.4	3.8	0.1	0.0	14.1	35.5
	市部	100.0	72.5	22.4	8.3	0.2	25.2	2.6	0.0	13.7	27.5
	政令指定都市 (特別区を含む)	100.0	92.4	19.0	5.5	0.1	47.1	5.7	0.0	15.0	7.6
	その他の市	100.0	66.8	23.4	9.1	0.3	18.9	1.7	0.0	13.4	33.2
	町村	100.0	45.0	15.5	6.9	0.2	9.2	0.6	0.0	12.6	55.0

## 7 苦情の処理に要した期間別典型7公害の直接処理件数

苦情の約7割は「1週間以内」に処理

平成27年度の典型7公害の直接処理件数（46,784件）について、苦情の申立てから処理までに要した期間別にみると、「1週間以内」が31,792件（典型7公害の直接処理件数の68.0%）、「1週間超～1か月以内」が3,939件（同8.4%）、「1か月超～3か月以内」が2,477件（同5.3%）、「3か月超～6か月以内」が5,423件（同11.6%）、「6か月超～1年以内」が2,039件（同4.4%）、「1年超」が1,114件（同2.4%）となっている。

図5 苦情の処理に要した期間別典型7公害の直接処理件数の割合



注)「直接処理」とは、加害行為又は被害の原因が消滅した、苦情申立人が納得したなど、苦情が解消したと認められる状況に至るまで地方公共団体が措置を講じたことをいう。

# 公害等調整委員会の動き

公害等調整委員会事務局

## 1 審問期日の開催状況（平成28年10月～12月）

平成28年10月～12月の審問期日の開催状況は、以下のとおりです。

月 日	期 日	開催地
10月4日	成田市における室外機等からの騒音・低周波音等による健康被害等責任裁定申請事件第2回審問期日	東京
11月29日	成田市における室外機等からの騒音・低周波音等による健康被害等責任裁定申請事件第3回審問期日	東京
12月27日	港区における建設工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件第2回審問期日	東京

## 2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要（平成28年10月～12月）

### 受付事件の概要

#### 佐倉市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件

（平成28年（ゲ）第4号事件）平成28年12月9日受付

申請人らに生じた不眠、頭痛、耳鳴りの健康被害は、被申請人らが被申請人ら宅に設置した家庭用ヒートポンプ給湯器（エコキュート）、24時間換気システム又は空調室外機が発する運転音及び振動によるものである、との裁定を求めるものです。

#### 横浜市における運動施設からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件

（平成28年（ゲ）第5号事件）平成28年12月16日受付

申請人に生じためまい、動悸、不眠等の健康被害は、被申請人が経営する本件卓球場で卓球が行われている際に騒音・振動を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めるものです。

#### 飯能市における浄化槽からの土壌汚染被害原因裁定申請事件

（平成28年（ゲ）第6号事件）平成28年12月26日受付

本件は、申請人が所有する畑の土壌が汚染、変質してしまったのは、被申請人事業所か

ら流される浄化槽の排水によるものである、との原因裁定を求めるものです。

### **埼玉県杉戸町における騒音・悪臭等による健康被害責任裁定申請事件**

(平成28年(セ)第4号事件) 平成28年12月27日受付

申請人が、申請人宅に隣接する駐車場で被申請人が大型トラックを稼働させることによって発生する騒音・振動及び悪臭により睡眠不足や気分が悪くなる等の被害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金 4,017,320 円の支払を求めるものです。

---

### **終結事件の概要**

### **鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害原因裁定申請事件及び同責任裁定申請事件 (平成23年(ゲ)第9号事件・平成26年(セ)第14号事件)**

#### **1 事件の概要**

平成23年11月29日、鹿児島県西之表市の住民13人から、土地開発会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らが漁業を営んでいる馬毛島周辺の海域において、トコブシ、アサヒガニ等の漁獲量が減少したのは、被申請人の馬毛島における開発行為により、土砂が周辺海域に流れ込み海洋汚染を生じたことによるものである、との原因裁定を求めたものです。

その後、平成26年11月27日、上記申請者のうち10人から、被申請人の不法行為による損害賠償金として、被申請人に対し、申請人各自に損害賠償金100万円の支払いを求める、との責任裁定を求める申請があり(平成26年(セ)第14号事件)、裁定委員会は、平成28年5月31日、これを併合して手続きを進めることを決定しました。

#### **2 事件の処理経過**

公害等調整委員会は、原因裁定申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、土砂流出と漁業被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局による現地調査等の実施や申請人本人尋問を実施するなど、手続きを進めた結果、平成28年10月25日、本件各申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本件各事件は終結しました。

### **郡山市における室外機からの低周波音による健康被害等原因裁定申請事件**

(平成27年(ゲ)第2号事件)

#### **1 事件の概要**

平成27年4月13日、福島県郡山市の住民1人から、コンビニエンスストア経営会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じている頭重感や目眩などの肉体的苦痛及びふさぎこみや気力が沸かないなどの精神的苦痛は、被申請人が経営する店舗に設置している空調用室外機と冷凍用室外機から発生している低周波音によるものである、との原因裁定を求めたものです。

## 2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の現地審問期日を開催するとともに、騒音を含む低周波音に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、平成 28 年 11 月 22 日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

## 港区における建設工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件

(平成27年(ゲ)第5号事件・平成28年(調)第12号事件)

### 1 事件の概要

平成 27 年 10 月 9 日、東京都港区のマンション管理組合から、建設会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人の管理する敷地内通路の地盤陥没被害は、被申請人が行った掘削工事における土留め工事の不良、不適切な地下水対策又は削岩機による地中杭の振動によるものである、との原因裁定を求めたものです。

### 2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成 28 年 12 月 27 日、公害紛争処理法第 42 条の 24 第 1 項の規定により職権で調停に付し(平成 28 年(調)第 12 号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。同日、第 1 回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、原因裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

## 3 土地利用調整に関する受付・終結事件の概要(平成28年10月～12月)

### 受付事件の概要

#### 三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(平成 28 年(フ)第 4 号事件)平成 28 年 10 月 27 日受付

本件は、申請人が、三重県尾鷲建設事務所長(処分庁)に対し、同建設事務所長が行った三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分について、取消を求めて不服裁定を申請したものです。

# 都道府県公害審査会の動き

公害等調整委員会事務局

## 受付・終結事件の概要（平成28年10月～12月）

### 1. 受付事件

事件の表示	事 件 名	受付年月日
福島県 平成28年(調)第1号事件	事業場からの騒音・粉じん被害等防止請求事件	28.10.4
埼玉県 平成28年(調)第5号事件	農業用井戸からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	28.12.9
千葉県 平成28年(調)第1号事件	産業廃棄物処理施設における運用改善等請求事件	28.7.20
東京都 平成28年(調)第3号事件	幼稚園からの煙害防止請求事件	28.12.12
岐阜県 平成28年(調)第1号事件	大規模温室からの騒音被害防止請求事件	28.12.13
静岡県 平成28年(調)第5号事件	小型船舶販売会社等からの騒音被害防止請求事件	28.12.5
静岡県 平成28年(調)第6号事件	揚水ポンプからの騒音被害防止請求事件	28.12.26
大阪府 平成28年(調)第5号事件	車両ドア開閉音等騒音被害防止請求事件	28.11.7
広島県 平成28年(調)第1号事件	自動車解体工場からの騒音・振動被害防止請求事件	28.10.17
福岡県 平成28年(調)第1号事件	飲食店からの低周波音被害防止請求事件	28.12.9
熊本県 平成28年(調)第1号事件	マンションからの音楽による低周波音被害防止請求事件	28.12.1

## 2. 終結事件

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
群馬県 平成27年(調) 第1号事件 平成28年(調) 第1号事件 (参加) 平成28年(調) 第2号事件 (参加)  [リサイクル工場からの悪臭・騒音被害防止等請求事件]	群馬県 住民87人 (27-1号事件) 住民1人 (28-1号事件) 住民1人 (28-2号事件)	スーパーマーケット等運営会社	平成27年11月16日受付 (27-1号事件) 平成28年1月25日受付 (28-1号事件) 平成28年4月15日受付 (28-2号事件)  被申請人は、リサイクル工場(堆肥製造工場)を営んでおり、そこから発生する悪臭、大気汚染等により、申請人は、心理的・感覚的被害を受けている。よって、被申請人は、①悪臭、騒音、煙、汚水について、地域住民の迷惑にならないようにすること、②発砲スチロールの減容に伴うガス、臭気の対策を行うこと。	平成28年12月27日 調停成立  調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
埼玉県 平成28年(調) 第3号事件  [スーパーマーケットからの騒音・悪臭被害防止及び損害賠償請求事件防止請求事件]	埼玉県 住民4人	スーパーマーケット	平成28年3月2日受付  被申請人が経営するスーパーマーケット(以下、「スーパー」という。)からの騒音・悪臭などにより、申請人は睡眠不足等の肉体的・精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、経営するスーパーの店舗及び倉庫から、商品の搬出入に係る音、店内放送音、従業員の話し声、空調室外機の運転音、惣菜の揚げ油等の騒音・悪臭などを発生させないよう対策を行うこと。具体的には、①商品の搬出入に用いる台車について、店舗と倉庫との間の通行を制限する、②店舗及び倉庫の出入口には防音扉・二重扉等を設置する、③店舗及び倉庫の壁・天井に吸音材・遮音材を張りつける、④倉庫内での作業時間を制限する、⑤店舗及び倉庫に設置されている空調室外機を店舗南側に移設する、⑥倉庫の東西にある駐輪場を店舗南側に移設する、⑦トラックによる商品の搬入時間を制限する、⑧店舗の調理場の給排気口を店舗南側に移設する、⑨申請人に450万円を支払う、こと等を求める。	平成28年8月31日 調停打ち切り  調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>神奈川県 平成28年(調) 第1号事件</p> <p>[幼稚園からの 騒音防止対策等 請求事件]</p>	<p>神奈川県 住民2人</p>	<p>学校法人</p>	<p>平成28年2月17日受付</p> <p>申請人らの敷地と被申請人の敷地間に音を遮る壁が無いため幼稚園で発生した騒音が減音することがなく、また、被申請人は騒音低減を申し入れても窓を閉めることさえせず、申請人らは騒音により長い期間にわたり精神的苦痛を受けた。よって、(1)被申請人は、幼稚園建屋及び申請人との敷地間に騒音対策をすること。 ①防音壁を設置すること。防音壁は保育中の窓閉めを確認できるように透明なものにすること、②幼稚園建屋1の西側外壁を減音効果の大きい壁にすること、③幼稚園建屋1の西側は窓開口面積の縮小と二重サッシ化あるいは無窓化すること、④幼稚園建屋1の西側に窓を残す場合は、保育中に窓を閉めること、⑤幼稚園建屋1の南側の窓を二重サッシ化し、保育中は窓を閉めること、⑥幼稚園建屋1、建屋2間の渡り廊下に防音対策をすること、⑦幼稚園建屋2の西側の窓を二重サッシ化し保育中は窓を閉めること、(2)被申請人は49年にわたる騒音に対し慰謝として金438万円を支払うこと、(3)被申請人は幼稚園の園児数、行事などの運営の現状と変化を、申請人へ都度説明すること。</p>	<p>平成28年10月20日 調停打切り</p> <p>調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
神奈川県 平成28年(調) 第2号事件  [卓球場からの騒音・振動被害防止請求事件]	神奈川県 住民1人	神奈川県 住民1人	平成28年2月18日受付  被申請人は、卓球場を自ら使用しあるいは第三者に使用させて卓球をする際に、人が床を踏む足音によって低音の騒音、振動を発生させており、騒音・振動の測定をしたところ、市条例の規制基準を超えている時間帯が多数あり、申請人は自宅における平穏な生活に支障をきたしている。よって、被申請人は、被申請人が経営する卓球場において、卓球をしている際の騒音振動を市条例の騒音・振動の規制基準未満になるように建物の床、壁を改良する等の改善措置をとること。	平成28年11月4日 調停打切り  調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
新潟県 平成27年(調) 第1号事件  [スクラップ業者による騒音被害防止等請求事件]	新潟県 住民1人	製鋼・ casting 原料加工 会社	平成27年2月9日受付  申請人は、平成20年頃から、被申請人の工場に設置されているギロチンシャー及びフォーク付マグネット仕様機から発生する騒音等に悩まされるようになった。被申請人への改善要求に対しても十分な措置がとられることはなく、平穏な生活が侵害され続けている。よって、被申請人は、①被申請人の工場に設置しているギロチンシャー及びフォーク付マグネット仕様機から発生する騒音について、完全な防音対策をとること、②ギロチンシャーから飛来する金属片等の物について、完全な防止対策をとること、③申請人に対し、慰謝料として金300万円を支払うこと。	平成28年10月21日 調停打切り  調停委員会は、7回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
福井県 平成28年(調) 第1号事件  [連続立体交差 事業工事による 騒音・振動被害 防止及び損害賠 償請求事件]	福井県 住民2人	福井県(代 表者知事) 鉄道会社	平成28年7月12日受付  申請人らは、被申請人らの行 うC駅付近連続立体交差事業 工事の騒音・振動により通常 の生活を送ることができない ほどの影響を受け、その振動 により境界ブロック塀の損傷 を受け、申請人宅に損傷を受 けるおそれがある。よって、 被申請人らは、①C駅付近連 続立体交差事業工事に伴う騒 音及び振動について使用機械 及び工法を変更し、防音壁を 設置するなどこれを低減する 措置を講じること、②騒音・ 振動の発生する作業時間を短 縮すること、③鉄道運行時の 騒音・振動を低減する措置を 講じること、④申請人Bの所 有する境界ブロック塀の損傷 についての損害賠償金として 金9,630,360円を支払うこと、 ⑤被申請人高架構築物と申請 人宅との間に適切な緩衝空地 を設けること、⑥申請人Aに 対して鉄道及び工事の騒音・ 振動による精神的身体的損害 についての慰謝料として金300 万円を支払うこと。	平成28年12月16日 調停打切り  調停委員会は、3回の調 停期日の開催等手続きを進 めたが、合意が成立する見 込みがないと判断し、調停を 打ち切り、本件は終結した。
岐阜県 平成27年(調) 第1号事件  [営農関連施設 からの騒音被害 防止請求事件]	岐阜県 住民2人	農業関連 団体	平成27年6月8日受付  被申請人の運営する農業関連 施設から発生する騒音は、受 忍限度を超えている。被申請 人に対し対策を求めているが、 改善しない。よって、被申請 人は、防音壁を設置するなど の対策をとるとともに、操業 時間を午前9時から午後5時 までとするなど、夜間の騒音 発生を防止するための対策を とること。	平成28年10月27日 調停成立  調停委員会は、6回の調 停期日の開催等手続きを進 めた結果、当事者双方が調 停案を受諾し、本件は終結 した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>京都府 平成28年(調) 第1号事件</p> <p>[大型バス駐車場設置による騒音・振動等のおそれ公害防止等請求事件]</p>	<p>京都府 住民8人</p>	<p>市(代表者 市長)</p>	<p>平成28年4月14日受付</p> <p>大型バス駐車場が設置されれば、大型バスの往来増加や路上駐車、一時停止により、騒音・振動、排気ガスによる大気汚染や悪臭、アイドリングによる低周波音等が増大し、A施設北側の道路に面した住宅街に住む住民への健康被害のおそれがある。よって、A施設北西部分で整備が計画されている大型バスの駐車場は、A施設北側の道路に面した住宅街・児童公園の前ではなく、A施設東側の道路に面したA施設東側に設置すること。</p>	<p>平成28年10月3日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
<p>兵庫県 平成28年(調) 第1号事件</p> <p>[コンビニエンスストア駐車場騒音防止対策等請求事件]</p>	<p>兵庫県 住民3人</p>	<p>コンビニエンスストア</p>	<p>平成28年2月29日受付</p> <p>被申請人が経営するコンビニエンスストアの駐車場から発生する騒音等によって、自律神経の失調、精神不安、めまい、頭痛、睡眠不足等の被害を受けている。よって、被申請人は、①緩衝帯を設けるなどの騒音防止対策を講じ、駐車場から発生する騒音を低減すること、②申請人が設置した防音窓の工事費、健康被害による治療費を含む慰謝料を支払うこと。</p>	<p>平成28年12月13日 調停成立</p> <p>調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>奈良県 平成28年(調) 第3号事件</p> <p>[水道管からの漏水による地盤沈下被害防止及び損害賠償請求事件]</p>	<p>奈良県 法人代表1人</p>	<p>市(代表者 市長)</p> <p>市水道局 (代表者 管理者)</p>	<p>平成28年6月9日受付</p> <p>被申請人らが申請人所有地の前の道路に埋設した水道管が破裂し、その漏水により、地盤が沈下し道路の一部、道路に併設する白壁及び申請人所有敷地内の斜面が崩落する事故が発生し、事故後、申請人の敷地内の建物の壁の亀裂が広がる等被害が生じており、早急に申請人土地・建物の危険防止策を講じる必要がある。よって、被申請人らは、①物件目録記載の土地及び家屋に対し、崩壊や倒壊等の二次災害が発生しないよう緊急的な処置をすること、②被申請人らが申請人所有地の前の道路に埋設した水道管が破裂し、その漏水により、地盤が沈下し道路の一部、道路に併設する白壁及び申請人所有敷地内の斜面が崩落する事故(以下、本件事故という)により損害を受けた物件目録記載の土地及び家屋の修復並びに土地の地盤改良、不同・不等沈下の永久的な保全をすること、③本件事故による損害の補償として本件土地・建物が修復され、安全に営業が再開できる状態に至るまで一日あたり9万円の金員の支払いをすること。</p>	<p>平成28年11月18日 調停申請却下</p> <p>調停委員会は、本申請は、「公害に係る被害について、損害賠償に関する紛争その他の民事上の紛争」が生じた場合には当たらないことから、法第26条第1項に基づく調停申請として不適法なものというべきであり、かつ、その欠陥は補正することができないものと認められるため、本件申請を却下することとし、本件は終結した。</p>
<p>徳島県 平成28年(調) 第1号事件</p> <p>[取水口の設置予定位置の変更による水質汚濁のおそれ公害防止請求事件]</p>	<p>漁業関係団体</p>	<p>国(代表者 農林水産大臣)</p>	<p>平成28年8月24日受付</p> <p>当初予定していた取水口の位置を変更することによる水流、水位、水質等の変化や魚類の取水口への迷入により、魚類の遡上が大きく阻害され、漁業に大きな影響が生じる危険性や、取水口設置による水量、水質等の変化により、多数の魚やカニの生態系に影響が出る可能性がある。よって、被申請人は、①取水口の設置予定位置の変更により、影響を受けると考えられる稚魚及び仔魚に対する適切な環境影響対策を実施すること、②①の環境影響対策が確定するまで工事を中断すること。</p>	<p>平成28年10月13日 調停申請取下げ</p> <p>申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>愛媛県 平成28年(調) 第1号事件</p> <p>[風車建設による低周波音等のおそれ公害防止等請求事件]</p>	<p>愛媛県 住民157人</p>	<p>風力発電会社4社</p>	<p>平成28年6月14日受付</p> <p>申請人らは、被申請人らが建設を予定している各風車群から、低周波音を含む騒音被害を受けるおそれがある。よって、被申請人らは、①風車が建設された場合の低周波音等の予測内容を、予測手法を含めて明らかにすること、②居住地の年間の気象条件に基づき、尾根から谷部への伝播を考慮した低周波音予測を明らかにすること、③各風車間の低周波音等の共振を含め、その予測を明らかにすること、④上記①から③を明らかにして、被害予測の妥当性及び対策等を協議すること、⑤発電所内への立入調査、低周波音調査等に関する協定を締結すること、⑥上記①から⑤を実行しない場合、風車すべての建設を中止すること。</p>	<p>平成28年12月27日 調停打切り</p> <p>調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
<p>高知県 平成28年(調) 第1号事件</p> <p>[食品加工工場からの騒音・悪臭被害防止請求事件]</p>	<p>高知県 住民1人</p>	<p>缶詰製造会社</p>	<p>平成28年7月4日受付</p> <p>申請人は、被申請人の操業する工場から発生する騒音により、血圧上昇、耳鳴り、動悸等の健康被害を受けている。よって、被申請人は、①防音壁、吸音壁及び防臭壁等を設置するなどして被申請人の操業する工場から発生する騒音、悪臭を低減させること、②工場の操業時間を9時から17時までとし、夜間、土曜日、日曜日及び休日の操業を行わないこと、③上記①から②の措置を取らない場合、工場を移転すること。</p>	<p>平成28年12月7日 調停打切り</p> <p>調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
福岡県 平成27年(調) 第1号事件  [幼稚園からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件]	福岡県 住民1人	学校法人	平成27年12月15日受付  幼稚園からの騒音(園児の声、ピアノの音等)によって、申請人の生活及び歯科医院での診療に影響がでており、また、被申請人が幼稚園の園舎の窓を開けているため、申請人は、いつも住居内が見られているという精神的負担を負っている。よって、被申請人は、①防音壁を設置するなどして、幼稚園からの騒音を低減すること、②申請人に対し、同園からの騒音を低減する目的で申請人が行った防音工事費用151万1,611円を支払うこと、③同園の園舎の窓から申請人方が見えないようにする措置をとること。	平成28年10月6日 調停成立  調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として平成28年10月1日から平成28年12月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

# シリーズ「低周波音に関わる苦情への対応」

## －第2回 低周波音苦情対応の進め方－

一般財団法人小林理学研究所  
工学博士 落合博明

### 1. はじめに

低周波音というと特殊な音のように思われる方も多いと思います。低周波音による心理的・生理的な苦情の例として、頭痛・耳鳴り・吐き気・気分のいらいら・腹や胸の圧迫感・睡眠妨害等が挙げられていますが、これらはかなり音圧の大きい低周波音に関する苦情です。また、低周波音は耳に聞こえない（耳に聞こえないのは 20 Hz 以下の超低周波音）として、音も聞こえないのにこれらの症状があると低周波音が原因ではないかと思われる方もいらっしゃいます。最近では、苦情を申立てられる方自身の問題が苦情原因である場合や、200 Hz 以下程度の騒音を低周波音の苦情として寄せられる場合も増えてきています。

低周波音に規制基準や環境基準はなく、低周波音の苦情は騒音や振動の苦情に比べて少ない状況です。低周波音の苦情対応は、騒音の苦情対応と基本的には違いはありませんが、騒音苦情では問題となる音が聞き取れるのに対して、低周波音苦情の場合には問題となる音が聞き取れなかったり、測定されなかったりする場合も生じます。

本稿では、近年苦情の多い近隣の住戸、店舗、施設等に設置された機器等からの低周波音苦情を想定して、苦情対応の進め方について解説します。

### 2. 申立て内容の確認

低周波音に関する苦情が寄せられた場合、申立て内容を詳しく聞き取ることが重要です。聞き取る項目とポイント、判断等を以下に記します。

#### (1) 苦情内容の把握

低周波音による苦情には、建具のがたつき等の物的苦情と、圧迫感・振動感、違和感や不快感等の心身苦情があります。低周波音による苦情が寄せられた場合には、はじめに、苦情内容の確認を行います。

#### (2) 苦情内容による大まかな周波数の推定

低周波音苦情内容をもとに、問題となる周波数について大まかな推定をすることができます。図-1 は第1回解説で示した低周波音の閾値と低周波音による建具のがたつき閾値を重ね描きし、低周波音による人と建具の反応領域を音圧レベルと周波数軸上で4つ

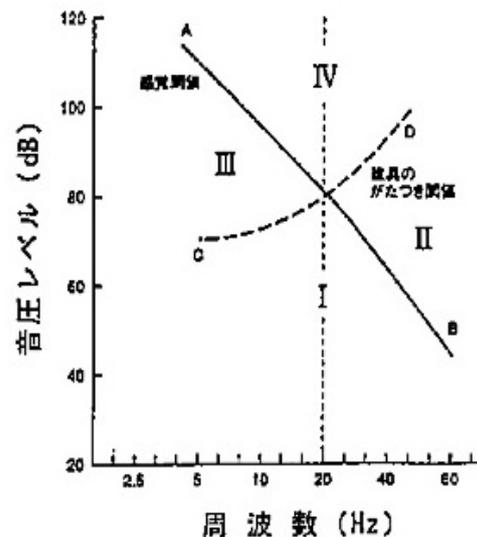


図-1 低周波音による人と建具の反応領域

の領域に分けて示したものです。これによると、20 Hz 以下では人が感知するよりも小さい音圧レベルで建具等のがたつきが発生する可能性があり、20 Hz 以上では建具が振動するよりも小さい音圧レベルで低周波音を感知する可能性があります。すなわち、物的苦情がある場合、音が聞こえない・感じなければ 20 Hz 以下の低周波音か地盤振動の可能性が、心身苦情で低い音が聞こえる（あるいは、感じる）場合には、20 Hz 以上の低周波音か 100 Hz 以上の騒音、または申立者自身の耳鳴の可能性が考えられます。

### (3) 建具等のがたつき発生状況の確認

低周波音の主要な周波数と建具の揺れやすい周波数が一致するとある音圧レベル以上で建具が振動します。建具の揺れやすい周波数は個々の建具によって異なるので、同じ室内でも周波数の一致した建具のみが振動します。一方、地盤振動の場合には家全体が揺すられますので、ほとんどの建具が振動します。

物的苦情の場合、特定の建具ががたつくか、家中の建具ががたつくかを確認します。特定の建具ががたつく場合には低周波音の可能性が、家中の建具ががたつく場合には地盤振動の可能性が高いと考えられます。

### (4) 不快感や圧迫感を生じる音の特徴の確認

心身苦情の場合、音が聞こえる音はどんな音かを尋ねてみてください。例えば、ブンブン、ウーンなどは低域～中域に主要な成分のある音、キーン、ビーなどは高域に主要な成分のある音の可能性が考えられます。苦情申立者による音の表現で、問題としている音のおおまかな周波数を推定できる場合があります。低周波音の苦情といっても中には「キーンという低周波音」という訴えもありますので、「100 Hz 未満程度の音だ」という先入観を持たないことが肝心です。

### (5) 苦情が生じるときの窓の開閉状況の確認

心身苦情では、窓を開けた方が楽になるか苦しくなるか、あるいは窓を閉めた方が楽になるか苦しくなるかを尋ねてみましょう。

一般に窓を開けると、屋外からの環境騒音により低周波音がマスクされて聞こえにくく（感じにくく）なります。一方、窓を閉めると、騒音のうち中高周波数成分が低減され低周波音が際立って聞こえる（感じる）ようになります。音の発生源が屋外にあるときには、中高周波数成分を多く含む音の場合は窓を閉めた方が楽になり、低周波音成分が多いと窓を開けた方が楽になることがあります。窓を閉めた方が不快という場合には、低周波音または申立者の問題が原因である可能性があり、窓を開けた方が不快という場合には、63 Hz 程度以上の低周波音あるいは 100 Hz 以上の騒音が原因である可能性が考えられます。

### (6) 家屋内の部屋毎の感じ方の差の確認

心身苦情の場合、音を感じる部屋と感じない部屋があるかを確認しましょう。音の大小や感じ方の違いは、発生源との位置関係や部屋の大きさ等によって異なる場合があります。

### (7) 部屋の中の強く感じる場所の確認

室内に侵入した音が壁や天井で反射し、反射音同士が干渉することにより、部屋の寸法で決まる特定の周波数において部屋の中で音の大きい場所と小さい場所が生ずることがあります。このような現象を定在波と呼んでいます。

心身苦情の場合、室内で定在波が発生し同じ部屋の中であっても場所によって感じ方が異なることがあります。そのため、問題となる部屋の中で強く感じる場所があるかどうかを聞き取ることは重要です。

#### (8) 問題が生じる時間帯の確認

問題が生ずる時間帯を把握できれば、発生源が機械や施設の場合には稼働時間との関連性を調べることにより、発生源を推定できる場合があります。

#### (9) 問題が生じる気象条件の確認

例えば、強風によるアンテナ等の共鳴現象や梅雨時における堰の放流のように、特定の気象条件で苦情が発生する場合には、発生源を特定する手掛かりになる場合があります。

#### (10) 発生音の時間変動特性等の確認

連続的か、短時間の現象か、音の大きさが常に変化しているか等、発生状況がわかれば発生源の可能性があるとされる施設等の稼働状況を調べることで、発生源を特定する手掛かりになる場合があります。音の大きさが間欠的に変化する場合には、何分間隔で変化するという情報が発生源特定の際に役立つこともあります。

#### (11) 問題が生じた時期等の確認

いつ頃から問題が生じたのかを知ることで、機械や施設が導入された時期や不具合が発生した時期等との対応から、発生源を推定できる場合があります。

#### (12) 本人の訴える発生源の確認

もし、申立者の訴える発生源があれば確認します。発生源の特定にあたっては申立者の申立てる発生源を第一に確認しますが、それ以外に発生源となりうるものがないかも含めて周囲を十分確認します。

### 3. 現場の確認

電話等で申立て内容を確認しても机の上ではわからないことも多いので、必ず現場に赴いて申立者が申立てるような低周波音が発生しているか否かを自身の目と耳で確認します。現場調査のチェック項目を以下に記します。

#### (1) 申立者宅周辺の状況の確認

申立者宅周辺および申立者宅内に発生源となるものがないかを確認します。想定される発生源がある場合には、申立者宅と発生源との位置関係を確認します。物的苦情では問題となる周波数が低い場合が多いので、影響範囲が比較的広くなります。申立者宅以外でも同じような訴えがある可能性があります。

#### (2) 住居の状況、間取り等の確認

住居の構造、窓の構造、部屋の間取り等を確認します。想定される発生源がある場合には、問題となる部屋から発生源が見えるかどうか確認します。

#### (3) 発生源と推定される施設と施設の稼働状況等の確認

発生源と推定される施設がある場合には、施設の稼働時間帯、稼働状況、季節による変動、1日での変動等を確認します。また、施設の導入時期、移設時期、増設時期やメンテナンスを行った時期等を確認します。

#### (4) 周辺地域における過去の苦情発生状況と行政指導の有無等の確認

苦情のきっかけとなるような事項がなかったかを確認します。あった場合にはこれまでの経過を把握します。

#### (5) 調査員の感覚と申立者の訴えとの照合

物的苦情の場合は、申立のとおり建具のがたつき等が発生しているかを調査員が確認します。確認にあたっては、特定の建具が振動するか、部屋中全ての建具が振動するかにも注目します。

心身苦情の場合は、不快感等の申立者が訴える音を調査員が感じるかが重要なポイントとなります。産総研で行われた低周波音閾値の実験によると、申立者の閾値は一般成人よりも高く、申立者は低周波音の感度が一般成人よりも良いという結果は得られませんでした。調査員の聴力が正常であれば、申立者が感じられる時間帯に申立者が感じる場所において、申立者が訴える音を調査員も感じられる可能性は高いはずですが、申立者が夜間に苦情を申立てている場合、昼間に申立者宅を訪れても暗騒音や施設の稼働状況の違い等によりわからないこともあるので、申立者が申立てる時期、時間帯に確認します。

また、苦情が生じる部屋では場所によって音圧の大きい場所があるかどうか室内を歩き回って確認します。必要に応じて窓の開閉を行います。

#### (6) 発生源の絞り込み

発生源の推定・確認が出来た場合、発生源と推定される施設の仕様や稼働状況を確認します。工場等で施設がたくさんある場合には、施設毎の稼働状況や導入時期など詳細を把握することにより、発生源を絞り込める場合もあります。

#### (7) 発生源不明の場合の対応

近年、発生源不明の苦情も増えています。申立者宅の周辺に発生源と推定される施設が見あたらない場合には、申立者宅に特有な現象か、申立者の思い違い、あるいは申立者自身の問題の可能性も考えられます。再度苦情内容の確認を行います。

## 4. 測定計画の立案

### 4.1 測定点の選定

原則として発生源側と申立者側に測定点を設けます。測定点の取り方の例を図-2に示します。想定される発生源がある場合、発生源側の測定点は可能であれば施設の近傍に設けます。難しい場合には、施設を設置してある場所に近い敷地境界などに設けます。

申立者側の測定点は、苦情内容によって異なります。

#### (1) 物的苦情の場合

物的苦情の場合には、がたつきが発生している建具の屋外で建物から1~2m程度離れた

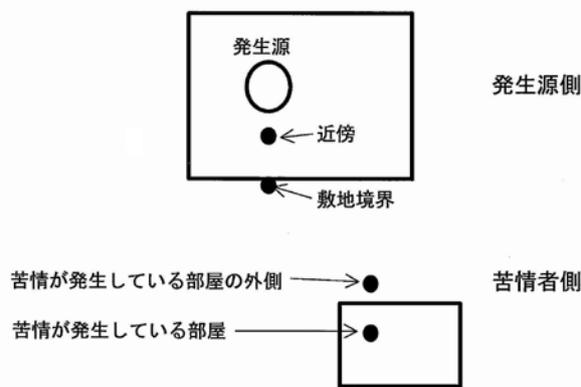


図-2 測定点の取り方の例

位置に設けます。測定点を屋外に設けるのは、建具のがたつき始める音圧レベルの実験結果が建具に入射する音圧レベルで整理されているためです。

#### (2) 心身に係る苦情の場合

心身苦情の場合には屋内の苦情が発生する場所に設けます。可能であれば、これに加えて問題が生じない場所や問題が生じない部屋でも測定して、両者の違いを比較すると問題となる周波数や音圧レベルが明確になることもあります。また、屋内だけでなく屋外にも測定点を設けると、申立者宅までの音の伝搬特性が把握できます。なお、心身苦情で発生源が不明な場合には、屋内の測定点に加えて、問題が生ずる部屋の屋外にも測定点を設けます。

### 4.2 調査時期、時間帯

原則として、問題が生ずる時期、時間帯に測定します。

### 4.3 測定量と測定項目

低周波音については、G特性音圧レベルと1～80 Hzの1/3オクターブバンド音圧レベルを測定します。G特性音圧レベルはなじみがない方も多いと思いますが、騒音の測定・評価の際に用いられる周波数重み付け特性（A特性）の超低周波音版と考えるとよいでしょう。

G特性の周波数レスポンスを図-3に示します。G特性は1～20 Hzの超低周波音の感覚閾値に基づくISO 7196で規定された周波数重み付け特性で、基準は10 Hz、1～20 Hzの傾きは12 dB/oct.（周波数が倍で12 dB大きくなること、oct.はオクターブの略号）となっています。1 Hz未満及び20 Hz以上はそれぞれ±24 dB/oct.の傾きになっていますが、特に意味はありません。

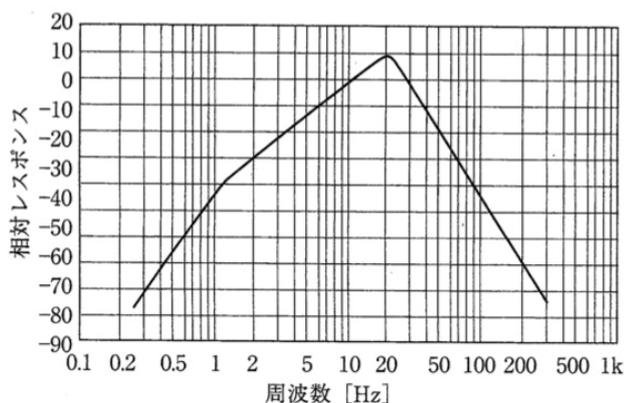


図-3 G特性の周波数レスポンス

1/3オクターブバンド音圧レベルを測定するという事は、周波数別の音圧レベルを求めるということです。低周波音の周波数範囲や評価方法が国によってまちまちでまだ統一された評価重み付け特性がないこと、低周波音は特定の周波数成分が卓越している場合が多いこと等の理由によります。

#### (1) 物的苦情の場合

物的苦情では1/3オクターブバンド音圧レベルを測定します。音が聞こえなくて建具が揺れていたり、がたついている場合には20 Hz以下の超低周波音の可能性が考えられます。ただし、物的苦情の中には低周波音が原因ではなく地盤振動だった事例も報告されているので、地盤振動も測定するとよいでしょう。

#### (2) 心身に係る苦情の場合

心身苦情では1/3オクターブバンド音圧レベルとG特性音圧レベルを測定します。しかし、心身苦情の場合、20 Hz以下の超低周波音による可能性は非常に低いと考えられます。20 Hz以下の周波数域では、人が感じるような音圧レベルが発生していれば、窓や戸が揺れたりがついていたりする可能性が高いことから、低周波音の心身に係る苦情のほとんどは20 Hz以上の可聴音によるものと考えてよいでしょう。また、最近の苦情は100 Hz以上の騒音が原因である場合も多いので、騒音測定も必須です。

これに加えて、心身苦情では音の測定と併せて申立者の体感調査を行います。体感調査は施設の稼働状況と申立者の体感との関連性を調べるもので、申立者に時々刻々の感覚・症状を記載してもらいます。

#### 4.4 測定器

低周波音の測定では、低周波音レベル計とレベルレコーダ、周波数分析器等を使用します。騒音計では低い周波数側は20 Hz程度までしか測れないので、低周波音の測定には専用の測定器（低周波音計）を用います。近年、1 Hzから測定できる騒音計も販売されているので、この測定器を用いれば低周波音と騒音の両方が1台で測定できます。問題となるような大きさの超低周波音が発生していないことが明らかであれば、周波数分析機能付の騒音計でも測定は可能です。騒音計によっては10 Hz程度から測定可能な機種もあるので、苦情内容によっては選定されるとよいでしょう。

低周波音の測定では風の影響を受けやすいので、測定に際してはレベルレコーダの音圧レベル波形の変化により絶えず風の影響の有無を確認します。

このほか、低周波音計だけでなく騒音計（サウンドレベルメータ）や3軸の振動レベル計も持参されるとよいでしょう。

詳細な解析が必要な場合や、多点同時測定を行なう場合、低周波音に加えて騒音・振動も同時計測する場合等には、測定器の出力信号をデータレコーダ等に録音して持ち帰り解析を行います。

### 5. 測定方法

#### 5.1 想定される発生源がある場合

##### 5.1.1 低周波音等の測定

問題となる施設を稼働・停止させて、発生源側と申立者側で同時測定を行います。施設の稼働・停止が難しい場合でも稼働状況が変化する場合には、稼働状況を詳細に記録します。

測定にあたっては、各測定点における騒音・振動・低周波音の測定器またはこれらを録音する場合にはデータレコーダ等の時刻を合わせておきます。測定器のメモリー機能を用いて、例えば10秒から1分間程度の測定結果（例えば*Leq*）を連続的に算出してもよいでしょう。

##### 5.1.2 発生状況調査

物的苦情では、施設の稼働・停止と建具のがたつき発生の有無を確認します。

### 5.1.3 体感調査

心身苦情では、騒音・振動・低周波音の測定と併せて申立者の体感調査を行います。測定が長時間に渡る場合には、申立者の負担にならない範囲で体感調査を行います。申立者の体感調査を行う際には、申立者が問題とする場所で、申立者には施設の稼働状況を知らせずに、時々刻々に感じたままを用紙に記載してもらいます。その際、測定器側の時刻と体感調査の時刻も合わせてきます。施設の稼働・停止にあたっては、申立者の信頼できる人に発生源側で施設の稼働状況を確認してもらおうとよいでしょう。

体感記録用紙の作成にあたり、事前の聞き取りや現場確認の折りに、どんな音が気になるか不快かなど、申立者にヒアリングを行い、聞き取り結果を元に記録用紙を作成します。備考欄には、項目以外の感覚や症状や暗騒音の情報などを適宜記載してもらおうとよいでしょう。体感記録表の例を表-1に示します。

表-1 体感記録表の例

体感記録表 ( 年 月 日 時間帯 : ~ : )  
記入者: \_\_\_\_\_ 場所: \_\_\_\_\_

	感覚、症状					備考、暗騒音など
	不快感	圧迫感	頭重い	肩の張り	苦しい	
00						
01						
02						
03						
04						
05						
06						
07						
08						
09						
10						
11						
12						

体感記録表 ( 年 月 日 時間帯 : ~ : )  
記入者: \_\_\_\_\_ 場所: \_\_\_\_\_

	音の種類					備考、暗騒音など
	唸り音	ウンウン	ゴーゴー	ジー	キーン	
00						
01						
02						
03						
04						
05						
06						
07						
08						
09						
10						
11						
12						
13						

### 5.2 発生源が不明の場合

発生源がたくさんあって問題となる発生源側がわからない場合には、発生源の近傍と申立者宅の屋外で同時に測定し、周波数的な特徴や稼働状況を元に、発生源を絞り込んでいきます。

周囲に発生源が見当たらず、発生源不明の場合には、申立者が低周波音を感じる場合と感じない場合が含まれるような時間帯に何回か測定します。

### 5.3 測定時の注意事項

低周波音の測定において最も注意すべきは風による影響です。風が吹くと風により雑音が発生して正確な値が測定できません。通常測定に使用される直径 9 cm φ のウレタン製防風スクリーンでは風雑音を十分に低減できません。最低でも直径 20 cm φ のウレタン製防風スクリーンをマイクロホンに装着します。この防風スクリーンでも風が強い場合には風雑音を大幅に低減できないので、風が強いときは原則として測定をすることはできません。

風による影響はレベルレコーダの音圧レベル波形や実時間分析器で確認できます。風が吹くとレベルレコーダのレベル波形が不規則に変動します。周波数特性上では風が吹くと低い低周波数成分が不規則に上昇します。

家屋内でも風による影響を受ける場合があります。風により戸や窓が振動し、振動による低周波音が屋内で観測されることもあるので注意が必要です。

## 6. 測定結果の算出方法

### (1) 変動幅の少ない低周波音

音圧レベルの変動幅が一定または変動幅の少ない場合は、10 秒間から 1 分間程度のパワー平均値を求めます。風などにより音圧レベルが変動する場合には、風の影響が少なく変動幅の少ない箇所のパワー平均値を求めます。

### (2) 変動する低周波音

音圧レベルが (5 dB を越えて) 変動する場合は、指示値が大きくなる時に注目して、それらの最大値を適当な回数 (5 回から 10 回程度) 測定し、それらのパワー平均値を求めます。

## 7. 測定結果の評価方法

環境省では 2004 年に近隣の住戸、店舗、施設等に設置された機器等の固定された機器から発生する音圧レベル変動の少ない低周波音に対する苦情が寄せられた場合の対処方法をまとめた「低周波音問題対応の手引書」を公表しています。ここでは、「手引書」に示された評価方法をベースに解説します。

### 7.1 低周波音の評価手順

測定結果の評価は以下のように行います。

■STEP1 ; はじめに、発生源側と申立者側の対応関係 (関連性) を確認します。

対応関係がなければ、問題としている発生源以外が原因か、あるいは騒音・低周波音・振動以外 (自身の問題も含む) が苦情の原因である可能性が高いと考えられます。対応関係については、7.2 で詳しく述べます。

■STEP2 ; 対応関係があれば、「参照値」と比較します。

「手引書」では、対応関係があった場合に「苦情の原因が低周波音によるものか否か」の判断をするための目安として、「参照値」を提案しています。「参照値」には苦情内容別に「物的苦情に係る参照値」と「心身苦情に係る参照値」があります。

### 7.2 対応関係の確認

施設の稼動・停止 (あるいは稼動状況の変化) と建具のがたつきの有無、あるいは不快感等の申立者の反応との対応関係 (関連性) の有無を確認します。

併せて、発生源側と申立者側における物理的な対応関係についても確認します。すなわち、対象とする施設の稼動・停止に伴って各々の音圧レベルが同様に変化しているかどうか、施設の稼動時に発生源側で観測された特徴的な周波数成分が申立者側でも観測されるかどうかを確認します。

なお、施設を稼動・停止できない場合は、稼働状況の変化と建具のがたつき発生あるいは

不快感の有無との対応関係、及び音圧レベルの変化、特徴的な周波数成分の対応関係について確認します。

対応関係がなければ、対象と想定した発生源による可能性は低いと考えられます。そのような場合は、他の発生源の可能性や、騒音・振動・低周波音以外の可能性を検討します。心身苦情で、測定結果が仮に「参照値」を上回っていても、体感調査を行わなければ、申立者が問題とする音による影響かどうかの判断ができないことに注意が必要です。

### 7.3 評価値との比較

対応関係があれば測定結果を参照値と比較します。

#### (1) 物的苦情の場合

物的苦情に係る苦情に関する参照値を表-2に示します。申立者宅屋外で測定された1/3オクターブバンド音圧レベルが、いずれかの周波数で物的苦情参照値を上回っていれば、苦情の原因が低周波音である可能性が考えられます。測定結果が参照値を下回る場合には、低周波音の可能性について再度確認をするとともに、地盤振動の可能性についても検討します。

なお、G特性は人の超低周波音に対する閾値に基づく評価重み付け特性であり、建具等の低周波音に対する応答特性とは全く異なります。したがって、物的苦情の評価にはG特性音圧レベルは用いません。

表-2 低周波音による物的苦情に関する参照値

1/3オクターブバンド 中心周波数(Hz)	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50
1/3オクターブバンド 音圧レベル(dB)	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99

表-3 低周波音による心身に係る苦情に関する参照値

1/3オクターブバンド 中心周波数(Hz)	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80
1/3オクターブバンド 音圧レベル(dB)	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41

#### (2) 心身に係る苦情の場合

申立者宅屋内で測定されたG特性音圧レベルが心身苦情参照値（G特性音圧レベルで92dB）以下であれば、超低周波音が原因である可能性は低いと考えられます。実際には、一般の住宅ではG特性音圧レベルで92dBを上回るようなところはほとんどありません。なお、G特性音圧レベルを用いて20Hz以上の低周波音の評価をしている例をみかけますが、これは誤りです。

心身苦情に係る苦情に関する参照値を表-3に示します。申立者宅屋内で測定された1/3オ

クターブバンド音圧レベルがいずれかの周波数で心身苦情参照値を上回っている場合は、苦情の原因が低周波音である可能性が考えられます。測定結果が参照値を下回っている場合には、苦情の原因が低周波音である可能性は低いと考えられます。近年は 100～300 Hz 程度の騒音を低周波音と勘違いされる方も多いため、そのような場合には、100 Hz 以上の騒音の可能性についても検討します。

低周波音の評価と称して G 特性音圧レベルしか測定しない例も見受けられますが、これは誤りです。1/3 オクターブバンド音圧レベルも測定します。

測定結果を参照値と比較する際、屋外の測定結果を心身苦情参照値と比較している例をみかけることがありますが誤りです。心身苦情に係る参照値は屋内の測定結果と比較します。

また、測定結果を参照値と比較する際、G 特性で補正した 1/3 オクターブバンド音圧レベルを用いている例が稀にありますが、これも誤りです。1/3 オクターブバンド音圧レベルは周波数補正しない測定結果を用います。

#### 7.4 発生源不明の場合の対応

周囲に発生源が見当たらず、発生源不明の場合には、申立者が低周波音を感じる時間帯と感じない時間帯、あるいは感じる部屋と感じない部屋で測定された複数の 1/3 オクターブバンド音圧レベルの測定結果を比較します。申立者が低周波音を感じる際の測定結果に何らかの共通した特徴があり、参照値を上回っている場合は、その周波数の低周波音が問題である可能性があります。両者の結果に差がない場合や、特徴がなければ、それ以上の判断はできません。問題の原因が低周波音ではなく 100 Hz 以上の騒音の場合もありますから、念のため申立者に苦情の状況を再度確認してみてください。問題の糸口が見出せない場合には、その旨を説明して納得していただくしかありません。

#### 8. おわりに

申立て内容の確認から測定結果の評価方法まで、低周波音苦情が寄せられた場合の対処方法について解説しました。低周波音の苦情対応で特に苦勞するのは心身に係る苦情の場合です。問題となるような大きさの低周波音が発生していれば、調査員も現場でその音を感じられるはずですし、建具のがたつき現象も確認できるはずですので、自信を持って対処して下さい。

低周波音の測定方法等については、環境省「低周波音の測定方法に関するマニュアル」や「低周波音問題対応の手引書」も併せてご参照下さい。

なお、具体的な事例については、次回に紹介させていただきます。

## ネットワーク

## 最前線紹介

# 警察官OBとの公害パトロール で紛争の早期解決を目指す

寝屋川市環境部環境推進課

寝屋川市は、大阪府の北東部、淀川の東側に位置する市で、面積 24.70 平方キロメートルの比較的小さな市域に約 24 万人の市民が住んでいます。

環境推進課では、公害規制のほか地球温暖化対策や動物愛護などの事務も所管し、そのうち公害規制を担当する職員は係長・再任用職員を含めて全部で5人です。苦情は年間約 130 件ほ



京阪電鉄萱島駅のくすのき

どあり、内訳は騒音 40%、大気汚染 30%、水質汚染 10%、悪臭 10%、振動 5%、その他 5%です。

寝屋川市は大阪市や京都市への通勤者の住宅が集中するベッドタウンで、全国でも 20 位に入くらい人口密度が高く、また住宅と事業所が混在しているため事業活動に伴う様々な苦情が寄せられます。

市民から苦情や相談があった時はできるだけ早く現場を確認するとともに迅速な紛争の解決を期していますが、苦情対応を行うに当たっては長年次のような点に苦慮していました。

- ① 市の指導により一時的に事案が解決したように見えるものの市が来なくなるとすぐに元の状態に戻ってしまう疑いがある事業所に対しどう見守りを継続していくか。
- ② 問題行為の実施時間が短く、かつ不定期的の場合、苦情があつてから駆けつけても既に行為が終わっていて問題行為の現認ができないことがあるが、このような事案にどう対応するか。
- ③ 尊法精神が低く、市の指導に対して威圧的な態度をとる事業所にどう対応するか。

こうした問題について解決を図るため、寝屋川市では平成 11 年度から、警察官OBを非常勤嘱託職員として任用し、週 2 回、職員と警察官OBとで市内を車でパトロールしています。パトロールは上記①から③の事業所を主な対象とし、何か問題行動が認められたときはそのまま 2 人で指導に入ります。苦情者のなかには、苦情内容が解決してもすぐに元に戻るのではないかと不安だとおっしゃる方が多くおられます。そのような苦情者に対しては、しばらくパトロールで見守りを続けることを説明すると大変安心していただけます。不定期に市内をパトロールすることで見つけにくい問題行為を現認できる場合がありますし、事業所に対して継続して見守りを続けていることを印象付け、注意喚起を行う効果もあります。

また、市の指導だけでは改善しようとしにくい悪質な事業所に対しては警察と連携して対応することとなりますが、その場合も警察OBの方が警察との連携の窓口になってくれます。このように、今では市内パトロールは苦情対応のために欠かせない取組となっています。

近年、市に寄せられる公害苦情は多様化、複雑化しており、一方で担当職員の十分な人数を確保することが困難な状況ですが、このような様々な工夫をしながら紛争の迅速な解決を目指して、日々活動しています。

# がんばってまーす

## 対話の重要性

千葉県柏市環境政策課 主事

根本 創紀



柏市は、千葉県の北西部に位置し、東西の距離は約 18 キロメートル、南北の距離は約 15 キロメートル、また市域のほとんどが平坦であり最高標高は 31 メートル、面積は 114.74 平方キロメートル、人口は 41 万人です。東京都心から 30 キロメートル圏内に位置しており、鉄道は都心から放射状に常磐線とつくばエクスプレス、南北に東武アーバンパークラインが通っています。

道路は東京・茨城方面に国道 6 号線と常磐自動車道、埼玉・千葉方面に国道 16 号線が通っており、首都圏の放射・環状両方向の交通幹線の十字路に位置する交通の要衝となっています。

私は平成 27 年度に柏市役所へ入庁し、環境部環境政策課に配属され今年度 2 年目を迎えます。

課内は環境政策担当、放射線対策担当、水質保全担当及び私が従事する大気保全担当の 4 担当で構成されています。

柏市における大気汚染監視体制は、一般大気環境測定局 3 局、自動車排出ガス測定局 4 局を設置し、窒素酸化物や光化学オキシダント等の大気汚染物質を常時監視するとともに、降下ばいじん、ダイオキシンなどの有害大気汚染物質等の測定も併せて実施しています。

また、平成 20 年度に中核市へ移行したことから大気汚染防止法に基づき、工場のばい煙発生施設の規制等も行なっています。

平成 27 年度の市民から寄せられた公害苦情処理件数は 180 件です。内訳は大気汚染 77 件、水質汚濁 6 件、騒音 59 件、振動 9 件、悪臭 29 件です。

公害苦情、特に騒音、振動、悪臭のような感覚公害については、個人差が大きく、原因を特定するためには、苦情者からの詳細な情報が欠かせません。苦情者が匿名の場合、十分な情報が得られず、長期化するケースが多くあります。反対に、苦情者が積極的に対話を望み、協力を得られる場合、スムーズに解決することもあります。

今回は、長期に渡っていた悪臭の苦情が、別の苦情者からの申し立てを受け、原因者、苦情者及び市の三者で現地調査を行ったことにより原因が特定でき、解決への道が見えた事例を紹介します。

最初の苦情申し立ては、「自宅近くにある工場から、いつも悪臭がする。体調が悪くなるので、何



手賀沼 手賀大橋

とかして欲しい」という内容でした。苦情者は、「とにかくいつも化学薬品のような臭いがする」と繰り返し、苦情者として名前を工場には知られたくないということで、詳細な情報がわかりませんでした。この苦情を受け、市職員2名で現地調査を行いました。苦情者の指摘した現場付近では特に変わった臭いは感じられず、直接事業者を訪ねても特に心当たりが無く、工場敷地内を確認しても、原因は不明のままでした。このときには、苦情者の言う事業者が発生源かどうかともわからなかったため、悪臭苦情があったことを伝え、臭気に注意するようお願いをして対応を終えました。

しかし、数ヶ月後、同じ苦情者から同様の申し立てがあり、「臭いは以前から全く改善しておらず、とにかく何とかして欲しい」との申し出でした。再度、現場確認と事業者への聴取を行いました。やはり悪臭は確認できず、事業者も気をつけてはいるが、工場のどの臭いについての苦情なのかかわからず、対応のしようがないとのことでした。

その後、何度か同じ苦情を受けたことから、事業者は苦情者から直接話を聞きたいと希望し、そのことを苦情者に伝えましたが、話し合いを拒否されたため、進展はありませんでした。

最初の苦情から1年ほどたった頃、事業者から、「市民から直接苦情を受けたので、苦情者と工場内の臭気発生源の確認を行うので、市にも立ち会って欲しい」との連絡がありました。苦情者は別の方でしたが、以前受けた苦情とその内容が同じであったことから、事業者、苦情者及び市の三者で工場内の調査を行いました。その結果、焼成炉の煙突からの臭気であることが確認できました。確認した時の臭気はわずかなものですが、時間帯や気象条件によって、一時的に臭気が強くなってしまうことがあるということも判明しました。法令の規制にかかるようなものではありませんでしたが、このことを受け、事業者は、煙突の高さの変更等の具体的な対策を行うことを苦情者に説明し、了承を得ることができました。

このケースは、苦情者の協力の有無が、解決までの時間に大きく影響した典型的な事例であると思います。長期にわたる苦情は多々ありますが、このようにすぐに解決に至らないにしても、事業者と苦情者で話し合うことによって、解決の糸口が見つけることができるものも多いはずです。当然、全てのケースにおいて有効ではないと思いますが、特に法令に規制がないものに関しては、最終的には当事者同士が直接話し合うことが必要不可欠です。環境法令で対応できないものについては、公害紛争処理制度や市役所の相談窓口等を活用し、当事者同士の話し合いの促進や、公害苦情という形以外での解決を図るような対応が重要なのではないかと思います。

末筆となりましたが、本市の環境行政への取り組みについて参考になるものがございましたら行政視察等でご説明したいと思いますので、是非柏市へお越しくください。

## ネットワーク

### がんばってまーす

#### 苦情対応から学ぶ市民対応

三重県亀山市環境産業部環境保全室主事

大萱 宗一郎



亀山市は、三重県の中北部に位置し、面積が191.04km<sup>2</sup>、人口が約5万人の自然豊かな町です。亀山市の北西部には標高500mから900m前後の鈴鹿の山々が南北に走り、森林は市域の土地の64%を占めています。野登山のブナ林は三重県の天然記念物に指定されています。本地域中央部には、鈴鹿川水系と中ノ川水系が東西に流れ、伊勢湾へと注いでいます。

鈴鹿川は、石水溪の美しい自然景観や、絶滅危惧種で国の天然記念物であるネコギギ(フォトコーナー参照)の生息が確認されたりしており、亀山市の自然の豊かさを象徴しています。また、亀山市は歴史ある町でもあります。

古代から都と東国を結ぶ交通の要衝として栄えてきました。

江戸時代には、亀山宿、関宿、坂下宿は東海道の宿場町としてにぎわいました。中でも関宿は、東海道、大和・伊賀街道、伊勢別街道の分岐点であり、参勤交代や伊勢参りなど、多くの人やものが行き交いました。明治時代の中頃には、関西鉄道(現関西本線)と参宮鉄道(現紀勢本線)が相次いで開通し、亀山は両線が分岐する鉄道の街として発展してきました。また、東名阪自動車道、近畿自動車道伊勢線が整備され、名阪国道や国道1号とも結節していることから、多数の企業が立地し内陸産業都市として発展し、車で名古屋まで60分、大阪まで100分で行くことができます。このように亀山市は、昔から交通の結節点としての役割を担ってきており、今後においても新名神高速道路やリニア中央新幹線構想による県内駅誘致などさらなる結節点として期待が出来ます。



市役所屋上から鈴鹿山脈を望む

私の職場である環境保全室では、市内の河川や大気等の環境調査や、地球温暖化の防止活動、犬の狂犬病の注射や登録などの畜犬に関わる事務、斎場の管理・運営など幅広い業務を行っています。

私は、入庁1年目ですが、職場の多種多様な業務内容にとっても驚かされながらも、毎日一生懸命業務に取り組んでいます。

平成27年度市に寄せられた典型7公害の苦情状況は、大気汚染20件、水質汚濁7件、土壌汚染1件、騒音4件、悪臭12件の計44件であり、大気汚染のほとんどが廃棄物の焼却です。

入庁から今まで、私が苦情対応を行ってきた中で、困難だと感じた体験談2件を紹介します。まず、1件目は廃棄物の焼却に対する苦情です。平成28年の秋ごろ、「近くで物を燃やしている人がいる。煙がすごく、病気持ちであるためなんとかしてほしい。」との苦情が寄せられました。私は室

員との情報共有、苦情の場所の確認を早急に行い、現場へ向かいました。現場では一人の男性が草木などを焼却していました。男性には、「法律で、廃棄物の焼却は原則禁止されています。しかし、農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものや、日常生活を営む上で、軽微な廃棄物の焼却などについては例外の焼却になります。」と伝えましたが、男性はキョトンとした顔をしており、「外で物を焼くのはだめなことなのですか？」と聞かれてしまいました。その後、男性に火を消してもらい、適正に処理をするようお願いし、納得していただきました。この1例だけではなく、廃棄物の焼却による苦情対応の多くは、廃棄物の焼却が原則禁止されていることを知らない人たちが占めます。私も、この仕事に就くまで、廃棄物の焼却が原則禁止されていることを知りませんでした。もし、多くの市民の方が廃棄物の焼却が原則禁止であることを知っていれば、このような苦情はほとんどなくなるのではないかと感じました。

もう1件は、悪臭の苦情です。平成28年の夏、「洗濯の芳香剤やトイレの糞尿が混ざった臭いがあり、自宅の窓も満身に開けることもできない。A氏宅の浄化槽の管理ができていないのではないかとA氏を指導してほしい。」との連絡が匿名で入りました。私は室員とともにすぐに現場へ向かい、現場周辺の臭いを確認したところ、ごくわずかな糞尿の臭いを感じましたが、特にきつい臭いは感じられませんでした。その後、A氏宅で県の職員と浄化槽清掃社員とともに浄化槽を確認したところ、浄化槽は正常に動いており、保守点検も行っていることから問題はありませんでした。その後、申立人は匿名であったため、連絡が取れず、臭いの発生源を特定することはできませんでした。この事例を通して、私は、感覚公害の対応の難しさに気がきました。臭いの感じ方人によって違い、また、臭いを感じたとしてもそれは法律に違反する程の臭いではない可能性が高いからです。こうした事例がある中、公害苦情処理の担当者は苦情を解決していかなければなりません。

近年、亀山市では、住宅地などが多く形成され、住宅地の方からの騒音、悪臭等の感覚的な公害が増えてきているように思います。例えば、苦情対応の際、申立人は原因(騒音、悪臭など)を消滅してほしいと思っているが、原因である騒音や悪臭が基準値を超過せず、法律に違反していない場合、市が指導し、原因を消滅させることはできません。しかし、だからといって対応できないの一边倒になると、申立人は生活環境に不満を持ったままとなります。そのため、できる限り、申立人の意向をくみ取りながら、しかし、原因者の立場も理解した上で、双方が納得のいく環境づくりを心掛け、公害苦情処理に従事することが大切だと思います。どうしても、双方が納得のいく結果ではない場合は、申立人に公害等調整委員会へ相談してもらうなど、他に解決方法がないか、さまざまな角度から物事を見て状況判断していくことが求められていると思います。今後も市民の方が満足して生活できるよう苦情対応に取り組んでいきたいと思っています。

## 公害紛争処理関係及び 公害苦情相談員等ブロック会議の開催

### 公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、下表のとおり、全国を6ブロックに分けて、「第47回公害紛争処理関係ブロック会議」（都道府県）及び「第41回公害苦情相談員等ブロック会議」（市・特別区）をそれぞれ開催しました。

本年度のブロック会議は、開催道県及び市のご協力を得て、2つのブロック会議を一部合同で開催し、各ブロック内の都道府県と市区が一同に会する場とすることができました。また、公害紛争処理や公害苦情相談に関する事例研究やグループ討議、公害等調整委員会の公害苦情相談アドバイザーによる講演など、ブロック毎に特色ある会議とすることができました。改めまして、開催道県及び市のご担当者のご協力に感謝申し上げます。

本年度のブロック会議について、参加された大津市の小椋さんと那覇市の名嘉山さんの感想を掲載させていただきました。

平成29年度（10月から11月に開催予定）のブロック会議の開催県及び市を、下表のとおり決定させていただきました。開催県及び市のご担当者の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。また、地方自治体で公害苦情相談を担当されている皆様方のブロック会議へのご参加について、ぜひご検討ください。

ブロック名	平成28年度実績				平成29年度予定	
	第47回公害紛争処理関係 ブロック会議 (都道府県)		第41回公害苦情相談員等 ブロック会議 (市・特別区)		第48回公害紛争処理関係・ 第42回公害苦情相談員等 ブロック会議	
	開催道県	日程	開催市	日程	開催県	開催市
北海道・東北	北海道	10/26(水)	札幌市	10/26(水)	岩手県	盛岡市
関東・甲信越静	新潟県	11/8(火)	新潟市	11/8(火)~9(水)	栃木県	宇都宮市
東海・北陸	三重県	10/20(木)	津市	10/20(木)~21(金)	福井県	福井市
近畿	滋賀県	10/28(金)	大津市	10/28(金)	奈良県	奈良市
中国・四国	徳島県	11/10(木)	徳島市	11/10(木)~11(金)	鳥取県	鳥取市
九州・沖縄	鹿児島県	11/1(火)	鹿児島市	11/1(火)~2(水)	沖縄県	那覇市

## ブロック会議に参加して

滋賀県大津市環境部環政策境課主幹

小椋 容子



平成 28 年 10 月 28 日（金）に、滋賀県大津市にて「第 41 回公害苦情相談員等ブロック会議（近畿ブロック）」が開催されました。大津市は、日本最大の湖「琵琶湖」の南西に広がる滋賀県の県庁所在地で、比良の山並みや白砂青松の湖畔に代表される自然の魅力と、比叡山延暦寺や石山寺に代表される豊かな歴史と文化に彩られた恵み豊かな都市です。一方、鉄道や高速道路等の交通の要衝でもあり、京都や大阪といった大都市へも通勤可能であることから現在も人口が増加しており、宅地の開発も進んでいます。近年では、農地での野焼き等に対する新興住宅地からの苦情や、法令等で規制できない近隣間の騒音や悪臭の苦情が増加する傾向にあり、対応に苦慮しているところです。

今回の会議は、公害等調整委員会や滋賀県と相談の上、午前中に滋賀県内の市町及び県環境事務所を対象にした苦情相談員会議、午後には府県の公害紛争処理関係ブロック会議と市の公害苦情相談員ブロック会議を一部合同で開催しました。

午前中の会議では、公害苦情相談アドバイザーの講演と、事前にいただいた県内の苦情事例についての意見交換を行いました。講演では、アドバイザーの現場での長年の経験に基づき、具体的な事例と対応についてわかりやすくお話いただきました。特に騒音・振動の苦情対応のポイントとして初期対応は非常に重要であること、相手の話を傾聴し、何に困っているのか、何を求めているのかをきちんと把握することの重要性を再認識することができました。同じ県内で同じように苦情対応に当たっている自治体の職員ですが、担当者同士が顔を見て話ができる場はほとんどないため、貴重な機会となったのではないかと思います。これを機に県内で連携を深めていければと

思います。

午後からは公害等調整委員会から裁定事件の事例や公害紛争処理制度の紹介があった後、A B二つの分科会に分かれ、事例紹介と意見交換を行いました。私が参加したのは、主に騒音・振動に係る事例を対象とした分科会でした。その中のカラオケや保育所等からの園児の声による騒音の苦情は本市でも相談のある案件ですが、法や条例での規制が困難であり、対応に苦慮しています。今回の会議の中で、他の自治体でも同じように困っている案件であることがわかると同時に具体的な対処法等をアドバイスしていただき、大いに参考となりました。

今回の会議ではA B分科会あわせて 29 件もの提案事例、意見交換の議題が寄せられ、各自治体の皆様が日頃対応に苦慮していらっしゃるということも非常によくわかりました。当日は時間の都合上、各テーマで掘り下げた議論を行うことができなかったことが反省点です。

最後になりましたが、本会議を開催するに当たり、公害等調整委員会事務局の方々をはじめ、公害苦情相談アドバイザー、ご参加いただきました各自治体担当者の皆様、会場をご準備いただいた滋賀県環境政策課の皆様には大変お世話になりました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

沖縄県那覇市環境部環境保全課主任主事

名嘉山 良典



「第 41 回公害苦情相談員等九州ブロック会議」が、平成 28 年 11 月 1 日（火）、2 日（水）の 2 日間にわたり、鹿児島市で開催されました。

1 日目の前半は、「公害紛争処理関係ブロック会議」との合同会議となっており、公害等調整委員会から裁定事件事例の紹介、九州ブロック各県から公害紛争事件の処理状況等の報告があり、その後、公害苦情相談アドバイザーによる講演が行われました。公害等調整委員会や参加各県からの事例紹介では、職権調査を実施した事例を含めどのような裁定が行われたかなどについて理解を深めることができました。また、

アドバイザー講演では、「苦情処理は自らの説明力を高め、行政スキルの研鑽を積み、チームで対応すること」など、長年の経験に基づく貴重なアドバイスがあり大変参考になりました。

1日目の後半は、苦情処理に関するグループ討議及び公害苦情処理事例紹介が行われました。グループ討議は参加者を6名程度にグループ分けし、各グループごとに事前に提案のあった事例の中から3事例について討議を行いました。

2日目は、1日目に引き続き苦情処理に関するグループ討議を行い、グループでの意見をまとめた後、発表を行い、アドバイザーから発表に対するコメントや総評が行われました。二日間にわたるグループ討議では、各県の担当者がオブザーバーとして参加し、各自治体担当者と活発な意見交換が行われ、非常に有意義な時間でした。

私は公害苦情相談員として、さまざまな苦情相談を受けてきましたが、その大部分は法令で規制できない苦情相談でした。発生源者へは法令に基づく指導はできませんが、相談者は被害を訴え続け何度も同じ苦情を寄せてきます。このような苦情相談に対して他の自治体はどのように対応しているのか、参考にさせていただきたいと思いブロック会議に参加しました。グループ討議の中では、「規制のない事例に対しては、忍耐強く発生源者と相談者の溝を埋める役割を行政が担う」。またアドバイザーからは、「本当に法的に問題がないか、必要な調査や情報収集は行っているか等現状を把握した後で苦情者が求めている要望の程度と発生源者が対応可能な対策の程度について摺合せを行い、その上で丁寧な説明を行い納得してもらう。できないことの説明の後に無料法律相談制度や県公害審査会制度の代替策を提供する」など苦情者に寄り添って対応することなどの的確なアドバイスがあり、今回の会議を参考に苦情処理を行っていきたいと思いました。

平成29年度の九州ブロック会議は那覇市で開催されます。那覇市は都市化が進んでいますが、琉球王朝時代の史跡や伝統も残されています。2000年に世界遺産として登録された「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の9つの構成資産のうち4カ所が那覇にあり、また、那覇の三大祭りのひとつ琉球王朝祭り首里等、琉球王朝時代の伝統文化や伝統芸能を堪能できる祭りも開催されています。

次回の会議も公害等調整委員会事務局との連携を図りながら、例年に劣らず有意義なものとなるよう、開催地として努めたいと思いますので、ぜひ那覇市へお越しく下さい。

## 公害等調整委員会の国際交流について

### 公害等調整委員会事務局

平成 28 年 11 月 15 日（火）、韓国中央環境紛争調整委員会が、公害紛争処理に関する情報交換の一環として、公害等調整委員会（公調委）に来訪され、我が国の公害紛争処理制度について意見交換等を行いました。

当日は、富越公調委委員長からの歓迎の挨拶の後、公調委事務局から、公害紛争処理制度及び公害紛争処理の審理手続について説明を行ったほか、近年の公害紛争処理の動向や、中央委員会と都道府県審査会等との関係等について活発な意見交換が行われました。



（右から Kim Chang-Woo 環境主事、Shin Haengsoo 行政事務官、Lee Yangjae 行政事務官、富越和厚公調委委員長）

平成 28 年 12 月 7 日（水）、台湾司法院が、公害紛争処理に関する情報交換の一環として、公害等調整委員会（公調委）に来訪され、我が国の公害紛争処理制度についての質疑応答等を行いました。

当日は、富越公調委委員長からの歓迎の挨拶の後、公調委事務局から、公害紛争処理制度及び公害紛争処理の審理手続について説明を行ったほか、近年の公害紛争処理の動向や台湾司法院からの事前質問に対する公調委からの回答等について、意見交換がなされました。特に台湾司法院は ADR の仕組みに強い関心があり、日本における行政型 ADR 機関として機能する公調委の組織体制や制度の仕組みについて活発な質疑応答が行われました。



（右から黄柄縉台北地方法院総括判事、邱璿如司法院民事庁副庁長、丁素娟司法院民事庁課長、大島崇志弁護士、富越和厚公調委委員長、黄書苑司法院民事庁付判事、沈冠伶国立台湾大学法学部教授）

制度の異なる国や地域との情報交換は、様々な公害事件に対応する公調委において非常に有益な知見となり得ます。公調委は、引き続き諸外国及び地域との交流を続けてまいります。

近隣騒音や建築工事による騒音・振動に伴う被害なども

公害紛争処理の対象になります。

紛争を解決するには、まずは相談を。

## 公害紛争処理制度に関する相談窓口

こうちょうい

公調委 公害相談ダイヤル

03-3581-9959

月～金曜日 10:00～18:00  
(祝日及び12月29日～1月3日は除く。)

FAX. 03-3581-9488

E-mail: kouchoi@soumu.go.jp

※ 本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

第88号 平成29年2月

編集 総務省公害等調整委員会事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1

中央合同庁舎第4号館

内容等のお問い合わせ先 総務課広報担当

TEL : 03-3581-9601 (内線 2315)

03-3503-8591 (直通)

FAX : 03-3581-9488

ホームページアドレス <http://www.soumu.go.jp/kouchoi/>

